

フィリピン人の海外出稼ぎ（OFW）の現状と市民活動

2009年度 第4回 2009年12月4日（金）

講師：小ヶ谷 千穂

横浜国立大学教育人間科学部国際共生社会課程 教員

【学習目標】

人口の10%が海外で暮らし、海外フィリピン人労働者（OFW）からの送金（2010年は188億ドル）が最大の外貨獲得源となっているフィリピン。日本で暮らすフィリピン人20万人にもOFWとして滞在している人が大変多い。フィリピン人の海外出稼ぎに関し、フィリピンの社会背景、フィリピン政府や日本政府の政策、労働環境、家族や社会への影響について理解する。

フィリピンにおける海外雇用政策の推移

フィリピンの海外雇用政策としては、1974年のマルコス政権時に「新労働法」が制定され、政策として外貨獲得を目的とした海外雇用政策が打ち出された。「フィリピン海外雇用庁（POEA）」、「海外労働者福祉庁（OWWA）」といった専門の省庁ができ、「海外労働者（OFW）」が「現代の英雄（Bagon Bayani）」として扱われ始める。

渡航先は、1970年代には中東が主流であったが、80年代には東南アジアが増加し、職種においてもサービス職種や再生産労働（家事やエンターテイナーなど）が増加するなど、80年代半ばから海外雇用には新しい傾向が見られるようになる。海外労働者に占める男女比が入れ替わり、海外労働の女性化が進んだ。人の国際移動がジェンダー化されている。

フィリピン海外労働者の渡航先の職業として最も多いのは、家事労働であり、次にエンターテイナー、工場労働、建設労働と続いている（2005年）。介護や医療の増加も見られる。海外出稼ぎ労働者数は1990年以降、1996年ごろに多少減少したものの増加の一途をたどり、2006年には年間100万人を超えるに至った。

女性化が進むことで、海外出稼ぎ労働者が危険にさらされ、事件に巻き込まれるということが多くなった。1995年には、シンガポールでの家事労働者が、仲間のフィリピン人と共に雇い主を殺したかどで死刑判決を受けた「コンテンプラシオン事件」が起こった。この事件を契機に労働者の権利保護、技術労働者の優先的送り出し、非合法斡旋業の取締まりなどを規定する「95年法」が制定された。そして同法の制定に伴い、技術教育技能開発庁（TESDA）による介護労働者の資格の標準化が行われるなど、再生産労働の技能化と送り出しが始まった。

2006年、家事労働者も「技術化」の対象となった。TESDAでは技術認定を義務付けており、最低賃金額の決定や最低年齢の引き上げを行っている。

政府は、帰国した労働者がフィリピン国内に戻れるようにするための再統合

（reintegration）プログラムも用意している。故郷に戻ったときに海外で貯めたお金を活用できる共同貯蓄のプログラムや再統合センターを運営するなど、支援政策を打ち出しているが、そのサービスがどこまで実践されているか、実態は不明である。海外にいても投票できる不在者投票ができるようにし、政治的な権利の保障も行った。



講師紹介



小ヶ谷 千穂（おがや・ちほ）

横浜国立大学 教育人間科学部国際共生社会課程 教員
DAWN (Development Action for Women Network) - Japan
コーディネーター

講師の主な論文・書著：

『『移住労働者の女性化』のもう一つの現実—フィリピン農村部送り出し世帯の事例から—』2001年（伊豫谷登士翁編著『経済のグローバル化とジェンダー』、明石書店）、「女性の国際移動と越境する「家族」：グローバル化の文脈において」2006年（金井淑子編『ファミリー・トラブル』明石書店）ほか。